



## 令和8年4月入所に関するご案内(新規申込の方)

令和8年4月1日から保育所等（大井保育園・栄光愛児園・こもれびと風おおい認定こども園・町外の保育所等）への入所を希望される方は、次のとおり手続きをお願いいたします。

### 入所申込について

- 【受付期間】 一次選考 令和7年10月14日（火）～11月7日（金）  
二次選考 令和8年1月23日（金）まで  
※二次選考は、一次選考後定員に空きが生じた場合に実施します。
- 【受付時間】 平日 8時30分～17時15分 まで受付いたします。
- 【受付場所】 子育て健康課 窓口（大井町保健福祉センター1階）
- 【注意事項】
- ・郵送での受付は行いません。
  - ・お勤めなどの都合で時間までに来庁できない場合はご連絡ください。
  - ・各施設に直接連絡していただき、お子様と一緒に見学してから、希望施設を決定してください。
  - ・町外の保育施設をお申込みされる方は、希望園が所在する市町村の申込期限を確認のうえ提出をお願いいたします。

### 入所調整結果のお知らせ（おおむねの予定です）

○保育所等の受入が確保できた児童に対して「内定通知」を、受入が確保できなかった方には、「保留通知」を郵送にて通知します。

○結果通知の発送予定 一次選考 令和8年1月下旬頃  
二次選考 令和8年2月下旬頃

○「内定」となった方は、保育所等との面接を経て、集団保育への参加に問題がないと確認できた場合、正式に保育所等の利用が決定します。

### 提出していただく書類について

1. 教育・保育給付認定（現況）申請書兼保育所入所申込書 ※児童1人につき1部
2. 児童健康状況調査票 ※児童1人につき1部
3. 「保育を必要とする事由」を証明する書類

※保護者のほか、住居を同じくする方で働いている方、求職中の方、その他個別の事由がある場合は、その全員分の提出が必要です。

※次ページのいずれかに該当し、保育ができない状態にある場合に限り、その期間のみ保育所等を利用することができます。

「保育を必要とする事由」を証明する書類は、裏面をご覧ください。

◎「保育を必要とする事由」を証明する書類

保育を必要とする事由	提出書類	備考
① 就労している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労（予定）証明書</li> <li>・自営状況申告書【自営業や事業主が親族の場合】</li> <li>・1日の仕事のタイムスケジュール表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書は事業主に記入してもらってください。訂正には、事業主の訂正印が必要です。</li> <li>・発行から3か月以内のものを提出してください。</li> </ul>
※ 育児休業明けの場合	復職日によって、利用申込ができる月が決まります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日～15日付けの復職 → 復職月の前月1日からの申込が可能</li> <li>・16日～31日付けの復職 → 復職月の1日から申込が可能</li> </ul>	
② 妊娠中や出産後間もない場合 （産前産後8週）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産予定日とお母様の名前が記載されているページの写しを提出してください。</li> </ul>
③ 病気やけが、心身の障がいにより家庭で保育ができない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断書</li> <li>・障害者手帳、療育手帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断書に「〇〇の疾病のため、又は看護等が必要なため、家庭保育困難である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。</li> <li>・障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方は診断書の提出は不要です。</li> </ul>
④ 親族の方を常に介護することが必要であり、保育ができない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護等を必要とする方の診断書</li> <li>・障害者手帳、療育手帳</li> </ul>	
⑤ 求職活動をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークカード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用期間は、<u>入所開始月から3か月間</u>となります。</li> </ul>
⑥ 就学をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在学証明書</li> <li>・就学時間のわかる書類（カリキュラムやツラパス）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学している期間のみ保育所等を利用することができます。</li> </ul>
⑦ 災害等の復旧に当たっている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書</li> </ul>	
⑧ 虐待やDVのおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を必要とする事由の状況に応じて判断いたします。</li> </ul>	
⑨ その他		

※②～⑨の、「就労以外」でお申込みの方は、「就労していない方の保育の利用を必要とする理由書」も合わせて提出してください。

**提出及び問い合わせ先**

大井町 子育て健康課（大井町保健福祉センター1階）  
 TEL：0465-83-8012 FAX：0465-83-8016